

議案第 39 号

志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「24 万 8,400 円」を「31 万 6,250 円」に改める。

(志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成 20 年志摩市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。